

GIマークは国が認めた地域の逸品の証です！

地理的表示（GI）保護制度

についてご存じですか？

「地理的表示保護制度（GI保護制度）」とは、
その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた
品質、社会的評価等の特性を有する産品を地域の知的財産として保護する制度です。



生産地

- ・ 2つの清流を結ぶ肥沃な地味や湿度に恵まれた小麦の栽培適地。
- ・ 新しい技術を導入しながらも、伝統的な手延べ製法を継承。



特性

- ・ 非常に細く、しっかりしたコシがあり、茹で伸びが抑制された素麺。
- ・ 素麺発祥の地



地理的表示

三輪素麺



地理的表示として国に登録されると...

登録された産品の名称が保護されます！

生産地や生産方法等の基準を満たす産品を生産する生産者団体の構成員及びその産品を販売等するものは、地理的表示およびGIマークを使用できる。

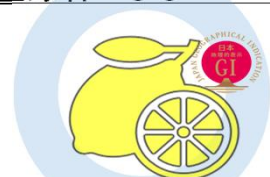
三輪素麺という名称から生産地と産品の特性がわかる

- ・ 登録を受けた生産団体の構成員が基準に沿って生産
- ・ 団体に、登録基準を満たしていることを確認



登録された名称、GIマークを使用できる

登録名：〇〇レモン



名称・マーク使用可

知的財産として海外でも保護

- ・ 登録を受けた生産団体の構成員以外が生産
- ・ 団体に、登録基準を満たしていることを確認していない



登録された名称、GIマークは使用できない

〇〇レモン



名称・マーク使用不可

地理的表示の不正使用は行政が取締り

GI登録でこんな効果が期待されます

- 👑 知的財産として保護され、模倣品が排除されることでブランド価値を維持・向上
- 👑 地域の価値ある特産品としての認知度が向上、取引や生産者の増加
- 👑 自らの産品の価値を再認識し、品質管理が重要という意識にもつながる

外国産品との差別化

冒認商標への対策、外国政府による保護

ECサイトにおける不正出品物の削除

制度についてのお問い合わせ、説明等のご依頼につきましては、裏面のお問い合わせ先へご連絡ください。

農林水産省



GI登録によってこのような効果が期待できます！



地理的表示の独占的使用

名称使用について制限される。不正利用の防止ができる。

ブランド価値の向上

行政が製品の名称の不正使用や国内の模倣品を市場から排除するため、ブランド価値が守れる。

製品の背景や地域性をアピールできる

地域と結び付いた製品の品質、製法、評判、ものがたりなどの魅力や強みを見える化し消費者に届けることができる

認知度の向上

企業とのコラボレーションも増えており、産品を知るきっかけとなる。

地域の活性化につながる

地方創生、地域密着、地産地消など地域活性化に繋がる。

消費者にとって...



安心・安全の向上

本物を手にすることが出来る。

手に取る機会が増える

認知度の向上には欠かせない要素。

SDGsにつながる

地産地消、地域密着など消費者の関心は高まっています。

ブランドとしてのアピールや模倣品対策としても有効です。



近畿で登録されているGI産品



生産地：兵庫県内
登録日：平成27年12月22日



生産地：兵庫県内
登録日：平成27年12月22日



生産地：奈良県全域
登録日：平成28年3月29日



生産地：京都府綾部市、舞鶴市及び福知山市
登録日：平成29年6月23日



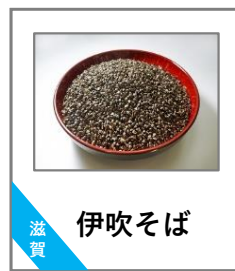
生産地：和歌山県
登録日：平成29年8月10日



生産地：滋賀県
登録日：平成29年12月15日



生産地：兵庫県佐用郡 佐用町
登録日：平成29年12月15日



生産地：滋賀県米原市
登録日：令和元年9月9日



生産地：和歌山市布引地区、内原地区、紀三井寺地区、毛見地区
登録日：令和3年5月31日



生産地：滋賀県 蒲生郡日野町
登録日：令和4年10月21日



生産地：和歌山県紀の川市 桃山町 及び 紀の川市竹房
登録日：令和5年7月20日



生産地：大阪府富田林市 (彼方、西板持、東板持 南大伴、北大伴、錦織)
登録日：令和5年7月20日



生産地：兵庫県淡路島 福良湾
登録日：令和6年1月29日

近畿の登録産品は、令和6年1月29日に1産品追加となり、13産品となりました。



〇お問い合わせ先 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 電話番号：075-414-9025 (直通)

近畿GI登録産品 詳細については、近畿農政局ホームページを https://www.maff.go.jp/kinki/keiei/tiiki_syokuhin/gi/221220.html

